



# こどもが生まれたら

## 出生届

問 市民生活課 市民係 ☎21-2126

生まれた日を含めて14日以内に、父母の本籍地、届出人の住所地、出生地のいずれかの市区町村に届出をしてください。

あわせてマイナンバーカードの申請ができます。

必要なもの 出生証明書・母子健康手帳

## 健康保険への加入

問 保険年金課 国保年金係 ☎21-2131

健康保険には種類がありますが、栃木市の国民健康保険に加入する場合に限り、市の窓口で手続きが必要です。

## 児童手当

問 子育て総務課 地域子育て係 ☎21-2222

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童を養育している方に支給される手当です。お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したとき等は、申請が必要です。

## 申請について

申請は、出生や転入の日の翌日から数えて15日以内に行ってください。

手続きが遅れた場合、受給できない月が発生する場合があります。

公務員の方は勤務先での申請となります。

## 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降	一律30,000円

## 申請に必要なもの(児童手当の認定請求の場合)

マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類、マイナ保険証(父母のうち所得の高い方のもの)、通帳(父母のうち所得の高い方のもの)、マイナンバーが分かるもの(父母)

## こども医療費助成

問 保険年金課 医療給付係 ☎21-2136・2137

お子さんが病気やけがなどで受診した際の医療費(保険診療の個人負担分)を市が助成します。

こどもが生まれたら

広 告

破魔弓・羽子板・ひな人形・五月人形・こいのぼり・盆提灯

# 人形の春月

社団法人 日本人形協会加盟店

☎ 0282-24-5140

栃木市箱森町 51-26 (栃木市総合運動公園東駐車場前)



syungetu\_doll



### 対象者

栃木市に住民登録をしている、または栃木市の国民健康保険に加入し市外の施設に入所している高校3年生相当までのお子さん

### 受給期間

出生日または栃木市に転入した日から18歳に達する日以降の3月31日まで

### 登録

お子さんのマイナ保険証または資格確認書(出生時はお子さんを扶養される方のもの)、通帳(口座の分かるもの)を持参し登録申請をしてください。受給資格者証を交付します。

### 助成の受け方

- ①【現物払い】受給資格者証とマイナ保険証または資格確認書を県内医療機関等へ提示してください。医療機関等でのお支払いはありません。
- ②【償還払い】受給資格者証の提示し忘れ、または県外医療機関等を受診した際は、助成申請書と医療機関等で支払いをした領収書を申請期間内(診療月の翌月から12か月以内)に提出してください。後日、登録口座に振込みます。

## すくすく子育て応援事業 (プレゼント券の支給)

問 子育て総務課 子育て総務係 ☎21-2165

子育て支援の一環として、出生時に、対象店舗で育児用品を購入できる2万円分のプレゼント券を支給します。詳しくは市ホームページをご確認ください。



## 赤ちゃん誕生祝金

問 子育て総務課 地域子育て係 ☎21-2221

栃木市内に住所を有する保護者の方で、新たにお子さんが誕生した方に支給します。

支給額	第1子	10,000円
	第2子	10,000円
	第3子以降	20,000円

## 出産育児一時金(国民健康保険)

問 保険年金課 国保年金係 ☎21-2131

国民健康保険に加入している被保険者の方が出産したとき、出産児一人につき50万円が世帯主に支給されます(産科医療保障制度対象の出産の場合。それ以外は、48万8,000円です)。

※海外で出産された場合は条件が異なりますので市ホームページをご確認ください。

### ●直接支払制度について

被保険者が出産したとき支給される出産育児一時金50万円を、出産した医療機関の支払に直接充てることのできる制度です。

直接支払制度を希望する場合、希望しない場合双方とも出産前に手続きが必要なので、医療機関等の窓口で手続きをしてください。

医療機関等の請求額が50万円未満の場合は、差額を本人(世帯主)に支給いたします。

出産後に保険年金課へ申請してください。

### 必要なもの

- ・直接支払制度を利用する「合意文書」
- ・医療機関等の領収書 ・資格確認書等
- ・世帯主の通帳(口座のわかるもの)

※振込先が世帯主と異なるときは委任状に記入・押印

### ●直接支払制度を利用しない場合は

出産前に医療機関等で直接支払制度を利用しない「合意文書」を交わしてください。出産後、医療機関等の出産費用を支払った後、保険年金課へ申請してください。

### 必要なもの

- ・直接支払制度を利用しない「合意文書」
- ・医療機関等の領収書 ・資格確認書等
- ・世帯主の通帳(口座のわかるもの)

※振込先が世帯主と異なるときは委任状に記入・押印

## とちぎ笑顔つぎつぎカード

問 子育て総務課 地域子育て係 ☎21-2221

「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を提示することで、協賛店舗・施設の割引や特典等のサービスが受けられます。

### 交付対象

県内在住の18歳未満のお子さんを養育する世帯および妊娠中の方がいる世帯

### カード交付窓口

母子健康手帳やお子さんの健康保険証をお持ちのうえ、子育て総務課、各総合支所の窓口で申込みください。

※右記二次元バーコードの栃木県LINE公式アカウントからも本カードを利用することができます。



## 赤ちゃんの駅

問 子育て総務課 子育て総務係 ☎21-2165

赤ちゃんの駅は、赤ちゃんや小さいお子さんを連れての外出中に、気軽に立ち寄ることができ、無料でおむつ替えや授乳ができる場所です。

利用可能施設は、市のホームページにてご確認ください。



ホームページ

## お誕生連絡票(出生通知票、低体重児出生届出書)

問 こども家庭センター おやこはぐみ係 ☎25-3505

赤ちゃんの生まれたご家庭に対し、電話や訪問等による支援を行っています。この連絡票をもとに、「生後2週間目全戸電話相談」、「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)」を行います。

妊娠届出時に配布した「お誕生連絡票」に記載された二次元コードよりこども家庭センターまでご提出ください。窓口での受付も可能です。



## 生後2週間目全戸電話相談

問 こども家庭センター おやこはぐみ係 ☎25-3505

生後2週間前後に助産師や保健師等が出産後の生活やお母さんと赤ちゃんの様子について電話でお伺いします。

## 新生児訪問

問 こども家庭センター おやこはぐみ係 ☎25-3505

生後1か月になる前に訪問希望の方はご連絡ください。

広告



※通園バス有り

# すみれ保育園

土曜1日保育あります。午前7時から0才児より6才児までおあずかりします  
通園バス利用可能です

栃木市岩舟町静1866-1 ☎(0282)55-2318  
FAX(0282)55-2325

## こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)

問 こども家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

生後4か月までの赤ちゃんのいる全家庭に保健師または看護師がお伺いし、育児相談や子育て支援の情報提供を行います。通常生後2か月頃訪問のご連絡をさせていただきますが産後すぐに訪問希望の方はご連絡ください。



## 産後ケア(短期入所・通所・居宅訪問型)

問 こども家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

出産や育児の疲れから体調がよくない、授乳がうまくいかない等の場合に、市が委託する医療機関や助産所、または自宅において助産師のケアを受けることができます。(産後1年までのお母さんと赤ちゃんが対象です)



## 産婦健康診査

問 こども家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

産後の身体と心の健康状態を確認するため産婦健康診査を受けましょう。

2回分(2週間、1か月)の費用助成があります。受診時に母子健康手帳と「産婦健康診査受診票・質問票」を産院の窓口へ提出してください。

## ベビーバスの貸し出し

問 こども家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

1か月無料で貸し出します。で、赤ちゃんが生まれてから電話でご連絡ください。



### 申請窓口

こども家庭センター相談窓口『とちはぐ』、各総合支所

## 未熟児養育医療

問 こども家庭センター およこはぐくみ係 ☎25-3505

赤ちゃんの出生体重が2,000g以下または身体機能が未熟のまま生まれ、医師が入院を必要と認めた場合、指定医療機関で医療給付が受けられます。

※対象となる医療に、保険適用外のもの(差額ベッド代、リネン代など)は含まれません。



こどもが生まれたら

